

料金メニュー表

【 東京電力エリア 】

日産トレーディング株式会社

2024年12月1日実施

目次

1. 実施期日
2. 定義
3. 電気料金メニュー
4. 再エネ・スイッチ B
5. 再エネ・スイッチ C
6. 本料金メニュー表の変更および廃止
7. その他

別表 1. 契約容量の算定方法

この料金メニュー表【東京電力エリア】（以下「本料金メニュー表」といいます。）は、当社の日産でんき約款（低圧）【東京電力エリア】（以下「日産でんき約款」といいます。）に基づき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の供給条件を定めたものです。

1. 実施期日

本料金メニュー表は、2024年12月1日より適用します。

2. 定義

日産でんき約款に定義される言葉は、本料金メニュー表においても同様の意味で使用します。

3. 電気料金メニュー

本料金メニュー表に定める電気料金メニューは、「再エネ・スイッチB」および「再エネ・スイッチC」とし、当該各電気料金メニューの料金その他の供給条件は、4（再エネ・スイッチB）および5（再エネ・スイッチC）のとおりとします。

4. 再エネ・スイッチB

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 契約電流

- ① 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。
- ② 一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送約款の定めるところによるものといたします。

(4) 料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、日産でんき約款別表 2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および日産でんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ② 基本料金、電力量料金および燃料費調整額の合計が最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金および日産でんき約款別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ③ 1 月当たりの基本料金、1kWh 当たりの電力量料金および最低月額料金は、次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

料金区分	契約電流・電力量区分	単位	料金(税込)
基本料金	10A	1 契約	311 円 75 銭
	15A	1 契約	467 円 63 銭
	20A	1 契約	623 円 50 銭
	30A	1 契約	935 円 25 銭
	40A	1 契約	1,247 円 00 銭
	50A	1 契約	1,558 円 75 銭
	60A	1 契約	1,870 円 50 銭
電力量料金	最初の 120kWh まで	1 kWh	29 円 80 銭
	120kWh をこえ 300kWh まで	1 kWh	36 円 40 銭
	300kWh をこえる分	1 kWh	40 円 49 銭
最低月額料金		1 契約	328 円 08 銭

(5) 非化石証書の使用による環境価値

- ① 再エネ・スイッチ B は、当社がお客さまに供給する LNG 火力等により発電された電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に、再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとするとする電気料金メニューです。
- ② 当社は、前年度の非化石証書の使用状況の実績値を、当社ホームページへの掲載などの方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ③ 実際の使用電力量、非化石証書の調達状況、災害等不可抗力その他の事由により、お客さまに供給する電気に使用する再生可能エネルギー指定の非化石証書が不足する場合がありますが、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

5. 再エネ・スイッチC

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用され、託送約款の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、契約容量が6キロボルトアンペア以上であるものに適用いたします。

(2) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表1（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(3) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、一般送配電事業者の託送約款の定めるところによるものといたします。

(4) 料金

- ① 料金は、基本料金、電力量料金、日産でんき約款別表2（燃料費調整）(1)によって算定された燃料費調整額および日産でんき約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。
- ② 1月当たりの基本料金、1kWh当たりの電力量料金および最低月額料金は、次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

料金区分	契約容量・電力量区分	単位	料金(税込)
基本料金	6kVA以上	1kVA	311円75銭
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	29円80銭
	120kWhをこえ300kWhまで	1kWh	36円40銭
	300kWhをこえる分	1kWh	40円49銭

(5) 非化石証書の使用による環境価値

- ① 再エネ・スイッチCは、当社がお客さまに供給するLMG火力等により発電された電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用し、実質的に、再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとするとする電気料金メニューです。
- ② 当社は、前年度の非化石証書の使用状況の実績値を、当社ホームページへの掲載などの方法によりお客さまにお知らせいたします。
- ③ 実際の使用電力量、非化石証書の調達状況、災害等不可抗力その他の事由により、お客さまに供給する電気を使用する再生可能エネルギー指定

の非化石証書が不足する場合がありますが、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、これによりお客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

6. 本料金メニュー表の変更および廃止

- (1) 当社は、本料金メニュー表を変更する場合には、日産でんき約款 4（本約款等の変更等）に準じます。
- (2) 当社は、本料金メニュー表を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。
- (3) 本料金メニュー表の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、日産でんき約款 4（本約款等の変更等）(2)および(3)に準じます。

7. その他

本料金メニュー表に定めのない事項については、日産でんき約款に定めるところによります。

別表

1. 契約容量の算定方法

5 (再エネ・スイッチ C) (2)の契約容量は、次により算定いたします。

- (1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(A)} \times \text{電圧(V)} \times \frac{1}{1000}$$

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流(A)} \times \text{電圧(V)} \times 1.732 \times \frac{1}{1000}$$